

八王子市地区まちづくり助成金交付要綱

平成 19 年 1 月 1 日施行

改正 平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、八王子市地区まちづくり推進条例施行規則(以下「規則」という。)

第 19 条第 3 項の規定に基づき、協議会等に対する助成について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱において、使用する用語は、八王子市地区まちづくり推進条例(以下「条例」という。)及び規則において使用する用語の例による。

(助成の範囲)

第 3 条 助成金(協議会等の活動を支援するために市長が交付する給付金をいう。)は、次の費用にあてるものとする。

- (1) 会議開催に要する費用
- (2) 広報活動費用
- (3) 調査研究費用
- (4) 地区まちづくり計画案の作成費用
- (5) その他地区まちづくりに関わる費用

2 協議会等に対する助成は、年度を単位として行い、地区まちづくり準備会に係る助成については通算 2 年度を、協議会に係る助成については通算 5 年度を限度に行うものとする。ただし、市長が、特に必要があると認めたときは、それぞれ 1 年度を限度としてこれを延長することができる。

3 助成金の各年度の額は、各年度における予算の範囲内とし、別表に定める額を上限とする。

(交付申請等)

第 4 条 規則第 19 条第 1 項に規定する助成を受けようとする協議会等は、協議会等活動助成金交付申請書(第 1 号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 収支予算書(第 2 号様式)
- (2) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、必要に応じ現地調査等を行い、助成することが適当であると決定したときは協議会等活動助成金交付決定通知書(第

3号様式)により、助成することが適当でないと決定ときは協議会等活動助成金不交付通知書(第4号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定において必要と認めるときは、条件を付することができる。

(助成金の辞退)

第5条 協議会等活動助成金交付決定通知書を受けた協議会等が、助成金の交付を辞退するときは、第8条に規定する実績報告の前までに、協議会等助成金辞退届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付決定は、なかったものとみなす。

(地区まちづくりの遂行)

第6条 協議会等は、条例、規則及びこの要綱の規定並びに助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って地区まちづくりを行わなければならない。助成金を他の目的又は用途に使用してはならない。

(活動計画の変更等)

第7条 協議会等は、次のいずれかに該当するときは、直ちに協議会等活動助成金交付変更届出書(第6号様式)を市長に提出し、承認又は指示を受けなければならない。

(1) 活動経費の配分、活動経費の使用方法の変更(軽微な変更を除く。)をする場合

(2) 交付決定に係る事業が予定の期間内に完了しない場合

(実績報告)

第8条 協議会等は、交付決定に係る事業を完了又は中止したときは、速やかに協議会等活動助成金実績報告書(第7号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(第8号様式)

(2) 領収証等支出を証明するものの写し

(3) その他市長が必要と認めた書類

(助成金の額の確定等)

第9条 市長は、前項の協議会等活動助成金実績報告書の内容の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該協議会等に協議会等活動助成金確定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定したときは、当該協議会等に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、協議会等が助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、助成金の一部を前渡しすることができる。この場合

において助成金の一部を前渡ししたときは、当該額を助成金から控除するものとする。

- 3 助成金の前渡しを受けようとする協議会等は、協議会等活動助成金前渡申請書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は前項の申請に基づき前渡しする額を決定したときは、当該協議会等に協議会等活動助成金前渡決定通知書(第11号様式)により通知するものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定に基づき助成金の交付を受けようとする協議会等は、協議会等助成金交付請求書(第12号様式)により請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、協議会等が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (3) 活動に関する申請、報告及び施行等に不正な行為があったとき。
- (4) その他不適当な助成金の運用を行ったと認めるとき。

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合又は第9条の規定により助成金の額を確定した場合において、当該交付決定の取り消しに係る助成金又は確定した額を超えて前渡しされている助成金に関し、既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(検査)

第13条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、協議会等に対して報告を求め、又は書類、帳簿等の検査をすることができる。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

八王子市長 殿

(申請者)

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号

印

協議会等活動助成金交付申請書

八王子市地区まちづくり推進条例施行規則第19条第1項の規定により、助成を受けたいので、八王子市地区まちづくり助成金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

協 議 会 等 の 名 称	
登 録 又 は 認 定 年 月 日	
登 録 又 は 認 定 番 号	
交 付 申 請 額	
添 付 書 類	
備 考	

※ 前年度までに受けた交付確定額を備考欄に明記してください。

第2号様式(第4条関係)

収 支 予 算 書

協議会等の名称		
科 目	予 算 額 (円)	内 容
収 入 の 部		
協議会等活動助成金		(千円単位)
他 の 助 成 金 ()		
会 費 等		
そ の 他 の 収 入		
合 計		
支 出 の 部		
合 計		

様

八王子市長

協議会等活動助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定したので、八王子市地区まちづくり助成金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

協議会等の名称	
交付決定額	
交付の条件	
備考	

様

八王子市長

協議会等活動助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金については、交付しないこととしたので、
八王子市地区まちづくり助成金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

協議会等の名称	
理 由	
備 考	

八王子市長 殿

(申請者)

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号

⑩

協議会等活動助成金辞退届

年 月 日付 第 号で通知のあった助成金の交付について、下記の理由により辞退したいので、八王子市地区まちづくり助成金交付要綱第5条第1項の規定により、届け出ます。

登録又は認定年月日	
登録又は認定番号	
交 付 決 定 額	
辞 退 の 理 由	
備 考	

八王子市長 殿

(申請者)

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号

印

協議会等活動助成金交付変更届出書

八王子市地区まちづくり助成金交付要綱第7条の規定により、助成金の変更をしたいので、次のとおり届け出ます。

登録又は認定年月日	
登録又は認定番号	
助成金の交付 決定年月日	
変更の内容	
変更の理由	
交付決定額	
変更後の交付申請額	
添付書類	
備 考	

八王子市長 殿

(申請者)

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号

印

協議会等活動助成金実績報告書

八王子市地区まちづくり助成金交付要綱第8条の規定により、地区まちづくり準備会・地区まちづくり協議会の活動実績等について、次のとおり報告します。

事業の実施期間	
事業の実績及び効果	
添付書類	
備考	

第8号様式(第8条関係)

収 支 決 算 書

協議会等の名称			
科 目	予 算 額 (円)	決 算 額 (円)	備 考
収 入 の 部			
協議会等活動助成金			
他 の 助 成 金 ()			
会 費 等			
そ の 他 の 収 入			
合 計			
支 出 の 部			
合 計			

※ 支払いを証明する領収書等の写しを添付してください。

申請者 様

八王子市長

協議会等活動助成金確定通知書

年 月 日付で実績報告があった 地区まちづくり準備会・地区まちづくり協議会 の助成金については、次のとおり確定したので八王子市地区まちづくり助成金交付要綱第9条の規定により、通知します。

協議会等の名称	
交付決定額	
交付確定額	
備考	

八王子市長 殿

(申請者)
団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号

⑩

協議会等活動助成金前渡申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知があった助成金について、その一部の前渡しを受けたいので、八王子市地区まちづくり助成金交付要綱第10条第3項の規定により、次のとおり申請します。

交 付 決 定 の 金 額	
前 渡 申 請 金 額	
前渡を必要とする理由	
備 考	

申請者 様

八王子市長

協議会等活動助成金前渡決定通知書

年 月 日付で申請があった 地区まちづくり準備会・地区まちづくり協議会 の助成金の一部の前渡しについては次のとおり決定したので、八王子市地区まちづくり助成金交付要綱第 1 0 条第 4 項の規定により通知します。

協議会等の名称	
前渡交付決定額	
備 考	

八王子市長 殿

A
団体名
代表者住所
代表者氏名

協議会等助成金交付請求書

年度地区まちづくり助成金について下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 請求の区分（該当する区分に○を付けてください。）
 - ・ 交付確定額
 - ・ 前渡し決定額
 - ・ 交付確定額と一部前渡し済み金額との差額
- 3 口座振込依頼書 上記 年度地区まちづくり助成金は下記口座に振込願います。

B

振込先金融機関名		店					
銀行 信用金庫 農協 信用組合							
預金種目		口座番号					
当座 普通							
フリガナ							
振込口座名							

- 3 A（申請者）とB（口座名義人）が違う場合は次の委任状にも記入・押印願います。

委任状 私は、上記口座名義人を代理人と定め、上記平成 年度地区まちづくり助成金の受領に関する権限を委任します。

Aの住所 八王子市
Aの氏名

印

別表

	準備会	協議会
助成金交付額	1年度20万円を上限	1年度50万円を上限とし、5年度で総額150万円を上限とする。 2年度目以降に継続して助成金を交付する場合は、総額から前年度までに掛かった経費を差し引いた額とし、かつ50万円を超えない範囲内の額とする。